第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第１９２号
北海道旭川市北門町19丁目2154番地の125
債務者　河村　和弥
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
北海道旭川市神居５条13丁目１番４号
債務者　佐藤　敦久
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０６号
北海道旭川市永山３条６丁目１番３号　永山３．６ハイツＧ号
債務者　佐藤　洋子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０３号
大阪府枚方市高野道１丁目22番９号
債務者　西田貴代子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９４号
神奈川県大和市鶴間１丁目１番16号　センチュリー鶴間901号
債務者　佐藤エリカ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１８号
横浜市金沢区能見台６丁目12番地９　Ａ―101
債務者　横山　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５号
川崎市幸区南幸町３丁目75番地１　ホーユウコンフォルト川崎501、前住所川崎市幸区南幸町２丁目９番地　ラゾーナサイドビル601
債務者　宮川マリオアントニオ
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
熊本県八代市高小原町1894番地　５
債務者　池邊　和也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９１号
栃木県栃木市国府町327番地
債務者　島田　騎央
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３６号
秋田県大仙市長野字九日町18番地
債務者　佐々木美和
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８３３８号
東京都台東区小島１丁目５－２―607
債務者　青木美津子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３６５号
東京都葛飾区柴又７丁目16―10
債務者　中野まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３６７号
東京都調布市入間町２丁目２　都営入間町２丁目アパート１―201
債務者　柴田　昌子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３７１号
千葉県市川市幸２丁目10―19―207
債務者　小菅　進治
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４０１号
千葉県八千代市高津832―１―３―31―402
債務者　相川かおり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部